

第3次越前町地域福祉活動計画 お互いさんのまちづくり

計画期間：平成29年度～平成33年度



社会福祉
法人

越前町社会福祉協議会

はじめに

越前町社会福祉協議会では地域福祉活動を推進していくための指針となる活動計画として、「お互いさんのまちづくり」を基本理念とし、関係機関・団体と協働して平成 19 年から「地域福祉活動計画」を 5 年毎に策定しています。



昨今の急速な少子・高齢社会の進展のなかで、地域においては家族機能の低下、つながりや支え合い機能の脆弱化がすすみ、課題を抱えたまま地域で孤立した生活を送らざるを得ない世帯も増えています。このような状況のなかで、国においては、生活困窮者自立支援法の施行、介護保険制度の見直しによる新たな総合事業の実施、社会福祉法人制度改革など、地域福祉に重点が置かれた取り組みが進められようとしています。本町においても多様化する地域の生活・福祉課題に対応していくためには、住民による助け合い活動と公的な福祉サービスとの連携・協働が重要となっています。昔ながらの助け合いや、世代を超えた交流などが少なくなってきた今こそ、お互いを思いやり必要なときは助け合える関係が重要です。

福祉を取り巻く環境は大きく変わりつつありますが、今回、策定しました第 3 次越前町地域福祉活動計画（平成 29 年度～平成 33 年度）でも、引き続き行政計画である「第 3 次越前町地域福祉計画」との整合性を持ちながら、地域福祉の課題解決のために地域住民が中心になって関係機関、関係する各団体等が密接に連携・協働しながら、誰もが安心して暮らせることのできる「お互いさんのまちづくり」のために取り組んでまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会委員及びご意見をお寄せいただきました関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 越前町社会福祉協議会

会 長



目 次

はじめに

目 次

計画の概要

地域にはさまざまな問題や課題があります・・・・・・・・・・3P

地域福祉活動計画って・・・・・・・・・・4P

地域福祉計画と地域福祉活動計画
・・・・・・・・・・5P

計画の期間

第3次越前町地域福祉活動計画の推進と見直し・・・・・・・・6～7P

実施計画

基本理念と基本目標・・・・・・・・・・8P

計画の体系図・・・・・・・・・・9P

基本目標1 仕組みづくり・・・・・・・・10～12P

基本目標2 ひとづくり・・・・・・・・13～14P

基本目標3 地域づくり・・・・・・・・15～16P

できることからはじめよう・・・・・・・・17P

資料編

第3次越前町地域福祉活動計画策定の経緯・・・・・・・・19P

策定委員会設置要綱・・・・・・・・20P

策定委員名簿・・・・・・・・21P

用語説明・・・・・・・・22～25P

■ 地域にはさまざまな問題や課題があります

例えば・・・



■ 地域福祉活動計画って？

「地域福祉活動計画」は、自分たちが住んでいるところを、みんなが幸せになれるよう、また住みやすくしていくために何をしたら良いかを表したものです。

地域で社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）の経営者等が協力して策定した、地域福祉を推進するための指針です。

地域福祉の推進を目的とするための活動・行動計画で、基本的な目標と課題、役割を明らかにしたものです。

地域福祉活動計画とは…

**住民や各種団体が主体的に策定する
民間の活動・行動計画です！**

地域の問題点と課題を明らかにして、
自分たちができる取り組みの方向を示します。



具体的な対策については、実施スケジュールや取り組み主体、
関連機関・団体の役割などを明らかにしていきます。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、行政計画として地域福祉推進のための基盤や体制をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、住民活動計画として地域福祉の推進を実行するための住民の活動・行動のあり方を定めた計画です。

それぞれの計画は「対」をなす計画であり、相互に連携することが重要です。連携することで行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性が高まります。



■ 計画の期間

本計画は、第2次越前町地域福祉活動計画と同じく5年間（平成29年度～平成33年度）を計画期間として策定します。



■第3次越前町地域福祉活動計画の推進と見直し

本計画は、計画期間における重点施策や評価・見直しの課程（PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返し、事業を継続的に改善するしくみ）を通じて、事業の当事者が共通認識を持ち、主体的な運用を進めることとします。



評価・見直しにあたっては、社会情勢の変化や越前町地域福祉計画との整合性を図るために、越前町と連携しつつ、効率的・効果的な進捗管理に努めます。

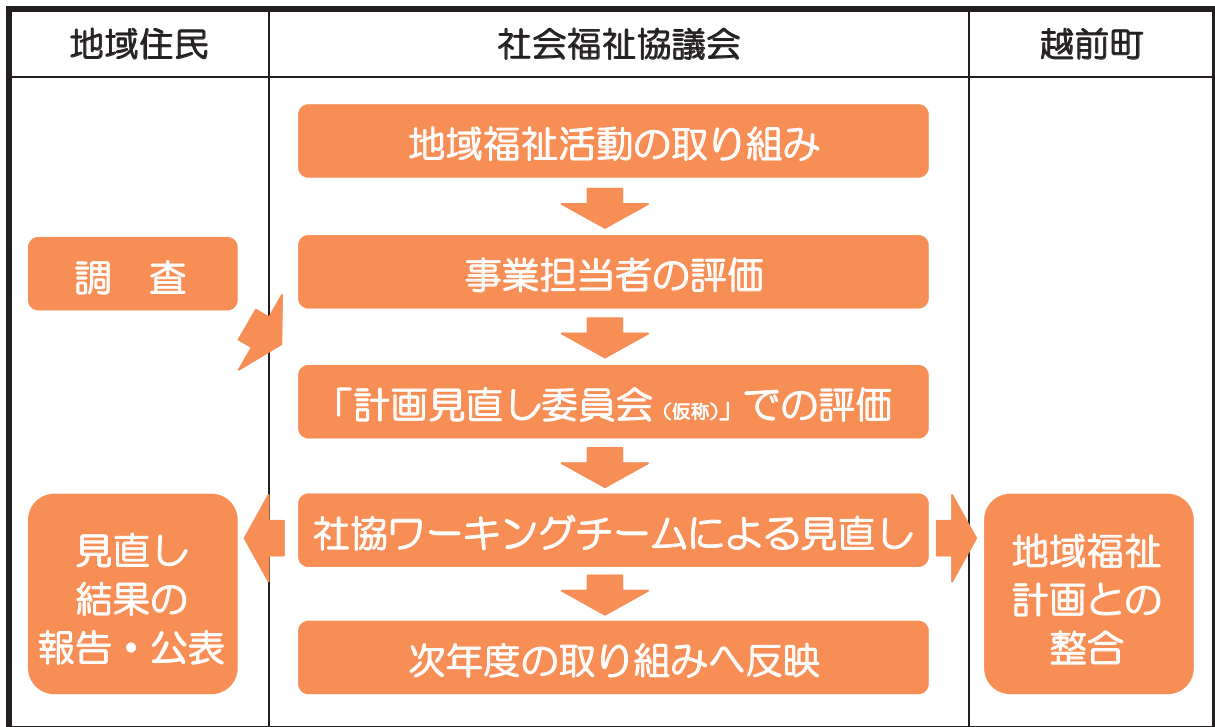
社協が事業の進捗状況を毎年とりまとめたうえで評価・見直しを行い、次年度への取り組みに反映させます。

評価の結果については、住民に報告や公表する機会を設けます。

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
内容	計画開始	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	計画終了 第4次計画

計画評価には住民や各関係機関、関係団体等からなる「計画見直し委員会（仮称）」を設置したいと考えています。

■計画の評価・見直し（イメージ）



■計画評価シート（案）

地域福祉活動計画評価シート [年度]

担当： 作成日：

基本目標	
テーマ	
取り組み	
やること	
内容	
実際の活動 （詳細に）	
成果	
課題	
次年度の 活動方針	

■ 基本理念

第3次越前町地域福祉活動計画

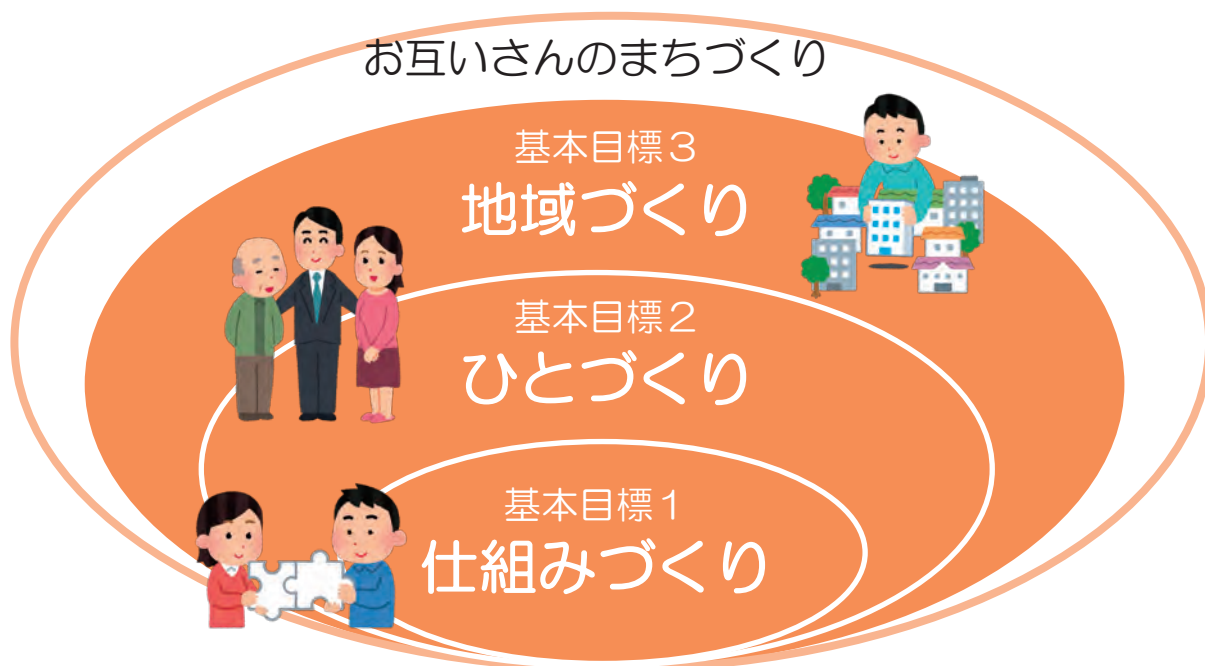
基本理念

お互いさんのまちづくり

わたしたちは「お互いさんのまちづくり」を基本にあたたかい心で助け合いながら住み続けられる越前町を目指します。

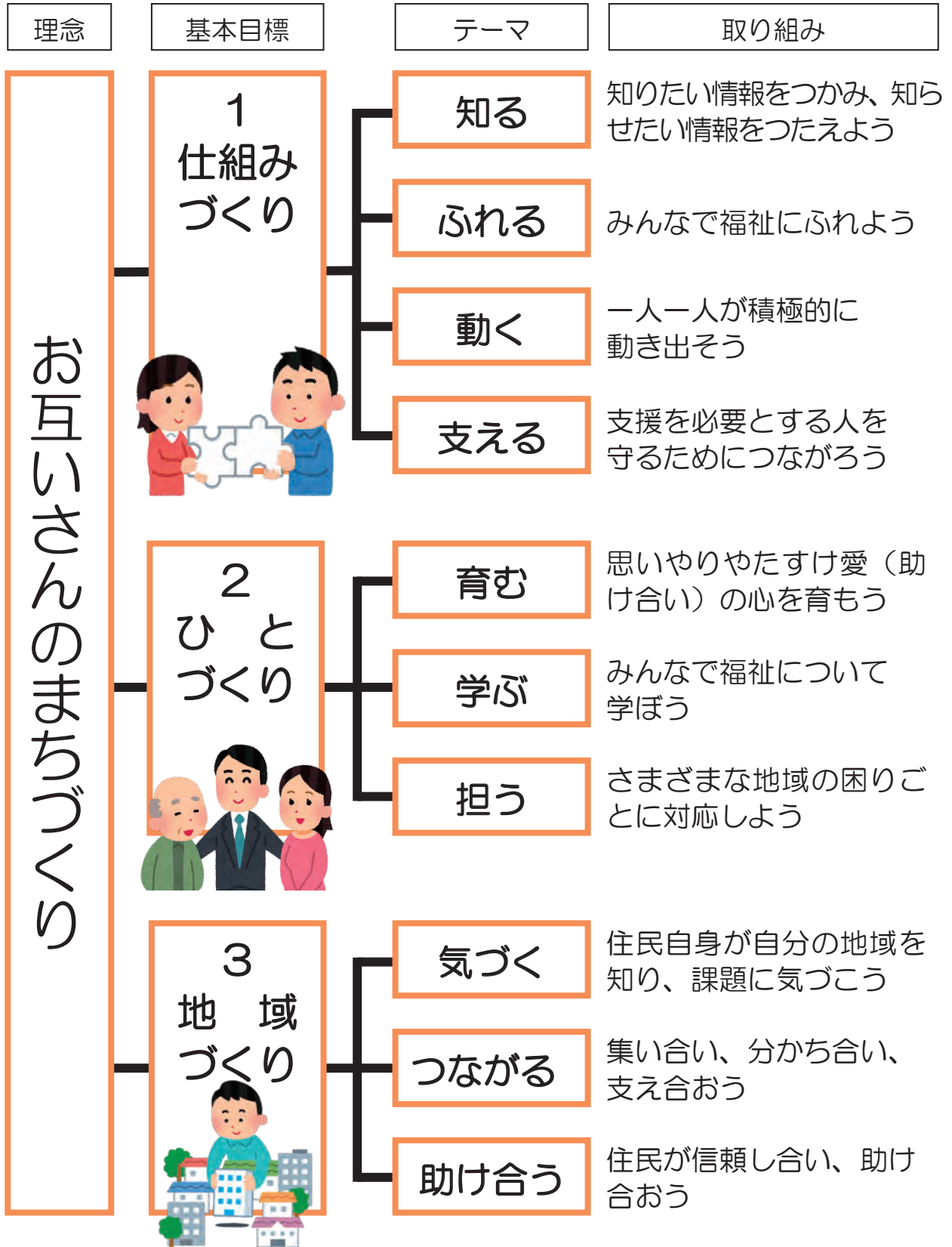
■ 基本目標

基本理念である「お互いさんのまちづくり」をするために何が必要か、何をするのかを改めて考え直し、第3次越前町地域福祉活動計画で新たに基本目標を掲げ、より実効性のある計画を目指します。



■計画の体系図

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標のもと、各取り組みをテーマに分け、活動計画を推進していきます。



基本目標 1

仕組みづくり



住民と社協、関係機関等が協働し、多様なニーズに対応できる充実した活動が展開できるような仕組みをつくります。

■仕組みづくり（知る）

問題や課題

- 最新の情報が更新されていない
- 情報が広がらない
- 求めている情報が掲示されていない
- 地域の声や課題をキャッチできていない
- 地域の中で誰に聞いていいかわからない
- 若い世代から高齢者までの世代や目的に合わせた情報提供が必要
- 地域の福祉活動の場や活動している内容がわからない（知らない）

どんな仕組み

知りたい情報をつかみ、知らせたい情報をつたえよう

やりかた

- 知りたい情報をつかもう
→ 住民アンケート、住民懇談会の実施、ニーズ調査、活動の実態調査
- 地域のアンテナになろう
→ 地域をつぶやきを拾い、関係機関との情報共有
- 困りごとを伝えよう → 地域での受け皿づくり、相談窓口の周知
- 目的に合った情報を集めよう
→ 広報誌、掲示板、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS の活用

■ 仕組みづくり（ふれる）

問題や課題

- “福祉＝かたい”イメージ
- 若い世代の関心が薄い
- 同じ顔ぶればかりで新しい参加者がいない
- 参加しにくい雰囲気がある
- 地域や区の行事に参加する人が減ってきた
- 若者の思いや感覚を伝える活動、環境づくり、交流の場づくりがない

どんな仕組み

みんなで福祉にふれよう

やること

- 学校や職場、各地の催し物など住民の集まる場所に出向こう
 - 福祉体験、福祉活動の紹介
- だれもが参加できる福祉の場をつくろう
 - 子供からお年寄りまで住民自らが企画や運営する催し物の開催
- 募金活動を通して福祉活動に参加しよう
 - 共同募金、災害義援金への協力

■ 仕組みづくり（動く）

問題や課題

- ボランティアの継続的な活動がなく、モチベーションの低下
- 地域でのさまざまな福祉活動が知られていない
- 地域の活動に対して“生きがい”や“やりがい”がない
- ボランティア活動に参加や登録するメリット感がない
- 地域で福祉活動していても、どれだけニーズがあるのか分からない
- ゴミ出し、買い物、通院介助などのちょっとした支援を住民でできると良い

どんな仕組み

一人一人が積極的に動き出そう

やること

- 特技や趣味を活かした活動をニーズにつなげよう
 - ボランティア活動への参加
- 積極的なボランティア活動をしやすい環境をつくろう
 - ボランティアセンターへの登録、相談
 - ボランティアコーディネーターによる活動の斡旋
 - 安心安全のためのボランティア保険への加入
- ボランティア活動を楽しもう
 - ボランティアポイント制の活用、仲間作り

■ 仕組みづくり（支える）

問題や課題

- 一人暮らしで不意に病気になった時にどうしたら良いか分からない
- 災害時だけでなく日常的にも繋がりが必要
- 見守りネットワークがうまく進んでいない
- 地域での要援護者情報の共有ができていない
- 見守りネットワークへ向け、住民から行政・社協・地域コミュニティとの連携が求められている
- 介護保険対象者でない方の集まる場や受け皿があるとよい
- 公共交通機関が利用しにくく買い物や通院など不便

どんな仕組み

支援を必要とする人を守るためにつなごう

やること

- 地域と関係機関との連携を強化しよう
 - 行政・関係機関、地域コミュニティとの情報の共有
 - 小地域での区長、民生委員、福祉推進委員の研修や定期的な情報交換の実施
- 災害に対応できる体制をつくろう
 - 災害ボランティアセンター連絡会との平時からの連携
 - 災害ボランティアセンター設置訓練への住民参加
- 日常生活への自立に向けて支援しよう
 - 生活困窮者や判断能力が不十分な方への相談や制度の活用
 - 住民主体による高齢者や障がい者等への助け合いサービスの検討
- 在宅介護を応援しよう
 - 介護サービス事業所などの関係機関と住民との協働による地域の介護力の向上

基本目標 2

ひとづくり



住民がお互いを理解し合い、さまざまな体験や交流の機会を通して“福祉の心”を育み、住民一人一人が主役となって地域で活動を行う人をつくります。

■ひとづくり（育む）

問題や課題

- 地域を見守る住民を少しでも増やしていけるような働きかけが必要
- 活動者の高齢化、若い世代の参加がない（関心が薄い）
- 地域でボランティア活動をしてくれる人がいない
- 自分が地域で何ができるか、何をすべきかを考えることが必要
- 保育所（園）や小中学校の学年など成長に合った福祉教育が必要

どんなひと？

思いやりやたすけ愛（助け合い）の心を育もう

やり方

- 活動を通じて子どもの頃から福祉の心を育てよう
→ 保育所（園）や小中学校への社会福祉啓発事業の推進
- 地域や学校での取り組みへの協力者を育てよう
→ 地区ごとの福祉教育サポーターの設置
- 若い世代の関心を高めよう
→ 学校や企業の中で取り組むボランティア活動や福祉体験
- 成長に合わせた福祉教育を推進しよう
→ 福祉教育推進委員会と協力して福祉教育のプログラム化

■ひとづくり（学ぶ）

問題や課題

- “福祉＝かたい”イメージ
- 人との関わりが少なくなり、地域の担い手がいらない
- 子供から大人まで地域を見守る担い手として意識付けが必要
- どこに相談したらよいか相談する場所が分からない
- 地域で孤立している人との接し方が分からない
- 健康で生活していけるか不安がある

どんなひと？

みんなで福祉について学ぼう

やりかた

- 学校や職場での福祉活動に参加しよう
 - 福祉入門講座への参加、ボランティア講座への参加
- 地域ぐるみでお互いを見守ろう
 - 子供からお年寄りまで住民同士で地域を見守る取り組み
- 地域の健康への意識を高めよう
 - 医療機関と連携した健康づくりの取り組み
 - 住民自身の介護予防の促進

■ひとづくり（担う）

問題や課題

- 困りごとに積極的に取り組む人がいない
- 困りごとや相談内容が、時代とともに多様化
- 地域で困っている人がいたら、どのように伝えたらよいか分からない
- 引っ張っていく人物がいない
- 災害時に地域の人がどのくらい動けるのか不安

どんなひと？

さまざまな地域の困りごとに対応しよう

やりかた

- 困りごとや相談から問題を見逃さない
 - 心配ごと相談員の資質向上、地域の相談員を育成
- 住民自身が問題解決に向けた対応を理解しよう
 - 暮らしの相談セミナーへの参加
- 地域での介護予防活動を推進しよう
 - 介護予防サポーター・認知症サポーターの育成
- 災害時に強い地域にしよう
 - 活動のリーダーを育成、若い世代への参加促進

基本目標 3

地域づくり



住民一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らすために住民同士のつながりを深めた地域づくりを目指します。

■ 地域づくり（気づく）

問題や課題

- 一人暮らしや閉じこもりの人、他人と関わりたくない人がいる
- 住民が閉鎖的な傾向となっており、困りごとを表に出さない
- 自分の地域に関心がない
- 近所づきあいが希薄になった
- 見守りの必要性を感じていない
- 自分が地域で何ができるか、何をすべきかを考えることが必要

どんな地域？

住民自身が自分の地域を知り、課題に気づこう

やり方

- 自分の地域に関心を持つ
→ **自分の地域を見つめ直す機会をつくる**
- 住民同士で声をかけ合おう
→ **あいさつなどの声かけ活動の推進**
- 地域の変化や困りごとに気づこう
→ **区長、民生委員、福祉推進委員以外で地域に点在する福祉経験者や福祉関係団体等の協力**

■地域づくり（つながる）

問題や課題

- 当事者の声や課題をキャッチできていない
- 悩みや困りごとを話せる場所がない
- 地域に関係なく誰もが集える場所がない
- 高齢者などの憩いの場や集まって話をする場所がない
- 住民同士が“見守る”ことについて温度差がある
- 一人暮らしや空き家が増え、隣とのつながりが無くなりつつある

どんな地域？

集い合い、分かち合い、支え合おう

やりかた

- 同じ立場や思いの人の声を聞こう
 - 子育て、障がい者（児）、家族介護者などの交流の場
- 住民同士の見守る体制づくり
 - 区長、民生委員、福祉推進委員を中心とした地域の見守りネットワークの構築
- 住民同士で課題を共有する
 - ご近所会議での情報交換、支え合いマップの作成

■地域づくり（助け合う）

問題や課題

- さまざまな地域から集まったせいか、区の住民という意識が弱い
- 地域を見守る住民を少しでも増やしていけるような働きかけが必要
- 見守り合う近所同士が高齢者である
- 地区全体の活動が少なく、会う機会が少ない
- 地域や区の行事に参加する人が減ってきた

どんな地域？

住民が信頼し合い、助け合おう

やりかた

- 災害に備えた環境づくり
 - 連携体制づくり、避難行動要支援者の把握、防災訓練、災害における知識習得
- 地域での日常の困りごとを助け合おう
 - 介護予防サポーター・認知症サポーターとの連携
 - 地域の関係者でつくる地区福祉委員会の設置
- 地域から孤立をなくす活動をしよう
 - 共同募金配分金の活用

■できることからはじめよう

ちょっとした
ことを手伝う

地域を
知る

気になる人に
声をかける

地域を
キレイにする

みんなで
体操する

情報を
共有する

みんなで
話す

介護に
協力する

災害に
備える

困りごとを
聞く

福祉を
学ぶ

集まりの場を
作る

子供を見守る

世代交流をする

ご近所同士で
あいさつする



資料編



- 計画策定の経緯
- 策定委員要綱と名簿
- 用語説明

■第3次越前町地域福祉活動計画策定の経緯

日程	会議名	内容
平成28年 5月28日	社会福祉啓発事業担当職員グループワーク (保育所(園)・小中学校職員)	福祉教育の課題と 今後の取り組み
7月5日	社協内ワーキング	社協組織体制の課題と 今後の展望
7月12日	区長・民生委員・福祉推進委員 グループワーク(越前地区)	地域の現状と課題
7月13日	区長・民生委員・福祉推進委員 グループワーク(織田地区)	地域の現状と課題
7月14日	区長・民生委員・福祉推進委員 グループワーク(宮崎地区)	地域の現状と課題
7月20日	区長・民生委員・福祉推進委員 グループワーク(朝日地区)	地域の現状と課題
7月20日～	社協職員による第2次地域福祉活動計画の 評価シートの提出	検討課題の抽出
7月22日	福祉教育サポーターグループワーク	地域の課題と助け合い の仕組み
8月5日	区長・民生委員・福祉推進委員 グループワーク(小曾原区、広野・蚊谷寺区)	地域の現状と課題
8月12日	身体障害者協会役員 グループワーク	地域の課題と助け合い の仕組み
11月30日	第1回策定委員会	計画の策定方針、 計画の課題と方向性
12月12日 ～15日	社協内ワーキング	計画素案作成に向けて
12月16日	越前町ボランティア連絡協議会、 福祉課、社協との情報交換	越前町のボランティア 活動について
平成29年 1月30日	社協内ワーキング	計画素案作成作業
1月31日	第2回策定委員会	計画素案の提出
2月17日	第3回策定委員会	計画案の修正
3月1日	第4回策定委員会	計画案の承認
3月13日	第3次越前町地域福祉活動計画を答申、作成	計画素案作成に向けて

■ 策定委員会設置要綱

越前町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人越前町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するために、越前町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) ワークショップ代表
- (2) 民生児童委員
- (3) 町議会議員
- (4) 行政
- (5) 学識経験者
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定完了の日までとする。
2 委員の補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長の設置および権限)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。
2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
5 委員会にアドバイザーを置くことができる。

(委員会および答申)

第5条 委員会は委員長が必要と認めるとき随時開き、委員長が会議の議長となる。
2 委員長は諮問事項の審議が終了したときは、その結果を速やかに会長に答申するものとする。

(会長の報告)

第6条 会長は前条で定める答申があったときは、その内容を役員会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は社協内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成29年3月31日限りその効力を失う。

■ 策定委員名簿

第3次地域福祉活動計画策定にあたり以下の方々にご協力いただきました。

【敬称略・順不同】

	区分	氏名	選出団体
1	委員長	島田 満雄	越前町区長会連合会
2	副委員長	島 絹代	越前町赤十字奉仕団
3	委員	池上栄一郎	越前町老人クラブ連合会
4	委員	吉村 春男	越前町身体障害者協会
5	委員	駒野傳一郎	越前町民生委員児童委員協議会
6	委員	塩屋 貞美	越前町福祉推進委員協議会
7	委員	高橋 健一	越前町ボランティア連絡協議会
8	委員	平等 智恵	越前町母子寡婦福祉会
9	委員	中川三喜男	越前町知的発達障害者育成会
10	委員	吉田 滋	丹生地区保護司会
11	委員	宇野 宏子	越前町婦人福祉協議会
12	委員	岩崎 紳二	丹生郡校長会
13	委員	内藤 俊穂	越前町保育部会
14	委員	荒木 博文	社会福祉法人 光道園
15	委員	上坂 明子	越前町役場
16	委員	杉本 吉弘	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

用語説明

あ・ア

- いぞんしょう
依存症
ある物事に依存し、それがないと身体的・精神的な平常を保てなくなる状態。
- エヌピーオー
NPO
民間非営利活動団体のことで、Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガナイゼーション）の略称。さまざまな分野で社会貢献活動を行っている市民団体に営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上に大きな役割を果たすものと期待されている。
- エスエヌエス
SNS
Social Networking Service（ソーシャルネットワークキングサービス）の略称。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットワークキングサービス。

か・カ

- かいごよほう
介護 予防 サポーター
地域の集落センター等で「越前つるかめ体操」をはじめとする介護予防活動を行うリーダー。
- ぎょうせいけいかく
行政 計画
行政機関が行政活動について定める計画、または計画を定める行為。
- きょうどうほきん
共同 募金
社会福祉法第 112 条に規定され、「赤い羽根」をシンボルにしている募金で知られている。集まった募金は「じぶんの町を良くするしくみ」に使われている。
- きょうどうほきんはいぶんきん
共同 募金 配分 金
地域福祉活動の推進を図るため、集められた共同募金の一部を地域を良くするために活動している福祉団体、ボランティアグループ及び各集落組織を対象に助成。
- **グループワーク**
テーマに沿って討論し、最終的に形になったものを発表すること。
- きんじょかいぎ
ご 近所 会議
ご近所の範囲を対象に、その地域の課題解決に向け話し合う場。
- こりっし
孤立死
社会からも地域からも孤立した状態での死。

さ・サ

- さいがいぎえんきん
災害 義援 金
何らかの支援をするために寄付する金銭のこと。特に地震等で被災した人々や地域を援助するための寄付金のこと。

- さいがい
➤ **災害 ボランティアセンター**
 災害発生時にボランティア活動が効率よく推進するための組織。全国各地から駆けつけたボランティア活動者と被災地の要望（ニーズ）をつなげる拠点となる場所。地元の住民や行政および社会福祉協議会等の関係機関・団体・NPO の協力によって運営される。
- さいがい れんらくかい
➤ **災害 ボランティアセンター連絡会**
 町内の各関係機関・団体から構成される。災害時における迅速かつ的確な対応をするために、平常時より各関係機関・団体等との連携・協力の促進を図り体制づくりを行う。越前町においては平成 24 年 8 月に設立。
- ささ あ
➤ **支え合いマップ**
 地図上に、支援が必要と思われるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者など（以下、要援護者）に印をつけ、支援の必要な人が地域のどこに住んでいるかをひと目でわかるようにしたもの。
- しゃかいふくしきょうぎかい
➤ **社会 福祉協議会**
 社会福祉法第 109 条に規定される、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置付けられた組織。小地域ネットワーク活動の推進、ボランティア活動の推進、福祉の普及啓発を推進している。
- しゃかいふくしけいはつじぎょう
➤ **社会 福祉 啓発 事業**
 保育所（園）、小・中学校において、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養うとともに、地域住民を通じて家庭および社会福祉活動の啓発を図ることを目的としている。
- しょう しゃ
➤ **障がい者**
 一般的には身体障害者福祉法や精神保健及び精神障害者福祉法などに定められた基準に沿って障がいがあると判定された人に交付される各種手帳を持っている人を指すが、障がいがある方すべてが手帳を持っているわけではない。本計画では、障害の「害」という字が好ましくないとの理由から、ひらがなで「がい」と表現している。
- せいかつこんきゆうしゃ
➤ **生活 困窮者**
 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人をさしている。

- ちいき
➤ **地域 コミュニティ**
 地域住民が生活している場所に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
- ちくふくしいんかい
➤ **地区 福祉 委員会**
 おおむね小学校区を単位とした組織。地域の各種団体やボランティアで構成される。誰もが安心して暮らせるよう、地域の様々な福祉問題の解決に向けて住民主体で活動する。

- **ニーズ**
人が生活を営む上で感じる「満たされない状態」のことをいい、一般的には困りごとなどをさしている。
- にんちしょう
認知症
脳の機能が正常な状態から低下した状態をいう。かつては「ボケ」や「痴呆症」と呼ばれていたが、差別的な意味合いが強いということなどから、厚生労働省で検討会が設置され、2005年の介護保険制度の改正により認知症と改められた。現在では医学の分野においてもほぼ言い方が改められている。
- にんちしょう
認知症 サポーター
都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを行うボランティア。

- はいかい
徘徊
あてもなく目的もなくさまよい歩くこと。認知症等でみられる。
- ひなんこうどうようしえんしゃ
避難 行動 要支援者
高齢者や障がい児、乳幼児・妊婦等の要配慮者のうち、災害等の発生や発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人。
- ふくしきょういく
福祉 教育
住民を対象に福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習や広報等の手段により行う教育。
- ふくしきょういく
福祉 教育 サポーター
学校・家庭・地域が一体となって福祉教育を推進するために、各種体験学習をサポートする地域のボランティア。
- ふくしきょういくすいしんいんかい
福祉 教育 推進 委員会
住民として生活感覚や地域の福祉課題にふれている立場から、地域での福祉学習の場に参画するとともに、事業の計画・実施を進め、福祉教育の実践を支援していくために地域の諸団体の関係者や地域住民で構成される。
- ふくしすいしんいん
福祉 推進 委員
地域住民の立場で、「気になる人」や「気になること」への目配り、気配りを行い、社会福祉協議会に協力しながら、民生委員・児童委員との連携や近隣への働きかけを行っていく、地域福祉活動の協力者（ボランティア）として位置づけられている。社会福祉協議会会長によって委嘱される。
- **ボランティア**
みんなの幸せを願って、お金やもののためでなく、いろいろなことをすすんで行う「自発的な住民」のことをさす。ボランティアは地域の福祉力を高め、支えていく大切な人材であり、ボランティア活動は、地域福祉を作り出していく取り組みともいえる。

- **ボランティアセンター**
ボランティア活動をしたい人とボランティア活動に来てほしい人をつなげる場であり、また、ボランティア活動の輪を広げ、活動に関する情報の提供や相談の受付など様々な取り組みを行っている。
- **ボランティアコーディネーター**
ボランティアと活動の場（人）を対等な関係のもとでつなげ、調整する役割を担う専門職をさしている。
- **ボランティア^{ほけん}保険**
ボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々のための補償制度。
- **ボランティアポイント^{せい}制**
ボランティア活動に参加すると、活動の実績に応じてポイントが発行される制度。

- **民生^{みんせい}委員 児童^{いんじどう}委員**
地域住民の立場から行政や各機関に要望を伝えるとともに、障がいのある方やひとり暮らし高齢者への訪問や相談、世帯調査などを行い、住民が安心して暮らせるような支援を行うことを目的とした、厚生労働大臣から委嘱を受けた人のことをいう。生活保護や生活福祉資金などさまざまな制度利用の仲介役としての役割も担っている。
- **見守り^{みまも}ネットワーク^{かつどう}活動**
地域住民、民生委員、福祉推進委員、ボランティア等で編成されたチームが、対象者（気になる人）を計画的に訪問する活動。チームだけでは解決しきれない問題については、その解決策を検討する仕組みを構築したり、解決に向けた活動も行う。
- **モチベーション**
一般的には広い意味で意欲（やる気）や動機づけをさしている。

- **要^{よう}援^{えん}護^ご者^{しゃ}**
日常生活を営む上で、まわりからの支えや助けが必要な状態にある人をさしている。

- **ワーキングチーム**
割り当てられた作業をスケジュールに沿って実施するグループ。
- **ワークショップ**
参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創りだしたりする、双方向的な学びと創造のスタイル。



社会福祉
法人

越前町社会福祉協議会

〒916-0141 福井県丹生郡越前町西田中 8-20-1

TEL 0778-34-2388 FAX 0778-34-0794

E-mail info@e-shakyo.or.jp URL <http://www.e-shakyo.or.jp/>

越前町社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「越前マリンばあちゃん」

